## 「再審法改正」を求める意見書

罪を犯していない者が、犯罪者として法による裁きを受けてしまうという「冤罪」は、 国が個人の人権を奪うと同時に、近代社会における法制度自体の正当性を失わせかねない ものです。

しかし、再審法は、戦後、昭和24年の刑事訴訟法改正で、新憲法に基づき1項(不利益 再審)だけ削除されたまま、その他の条項は、大正11年の法改正以来、手がつけられてい ないままとなっています。

再審制度は戦前の刑事訴訟法の職権主義をそのまま残し、再審手続きに関しては裁判所 に広範な権限が集中していると考えることもでき、再審法の運用に格差が生じているとい う声も聴かれます。したがって、再審手続きの整備は必要なものであると考えます。

さらに、再審無罪事件では、検察の手持ちの証拠の中にある「検察官未提出証拠」の開示が、確定判決の有罪認定を覆し、再審開始の決定的な契機となるケースもありました。

また、再審請求から再審無罪確定までの時間が長く、冤罪解決の意義が薄らいでしまうことも問題のひとつです。検察による不服申立て、再審申立てから再審決定、再審無罪確定まで、布川事件では44年、袴田事件では43年という時間を要しています。

以上の理由から、以下の趣旨に沿った法改正を行うことを求めます。

記

- 1. 再審法第435条第6項「明らかな証拠」を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」とするなど、再審開始要件を緩和し、再審請求審における裁判手続きの法整備を行うこと。
- 2. 再審請求審における捜査機関の手持ち証拠の全面的開示を義務づけること。
- 3. 再審開始決定に対する検察官上訴を禁止又は制限すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月1日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 あて

神奈川県足柄下郡真鶴町議会 議長 田 中 俊 一